

参考 2

平成14年3月27日

国土交通大臣届出団体の長あて

建設生産システム合理化推進協議会

平成13年度建設生産システム合理化推進協議会申合せ事項の 周知等について（協力依頼）

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会の活動につき、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設産業の健全な発展を図り、効率的な建設生産システムを形成していくためには、関係業者間における合理的な分業関係を確立することが必要であり、総合工事業者、専門工事業者双方が建設生産活動の協力者という対等な立場を確保するとともに、それぞれが自らの役割を深く認識し、確実にその責任を果たすことが必要であります。

このような認識の下、当協議会では、「契約の適正化」に関して、「総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの適正な手順に関する指針」（平成5年3月）、「総合工事業者・専門工事業者間における条件変更時の適正な手順等について（見積条件と実際の施工条件が異なった場合の適正な対応）」（平成6年3月）についての申し合わせを行つてまいりました。

また、平成12年5月、建設省（現・国土交通省）において策定された「建設産業構造改造推進3カ年計画」においても、建設工事標準下請約款に準拠した業種別の見積書・注文書・請書等の標準化の推進を図ることが、重要な事業の一つとして位置付けられているところであります。

このようなことを受け、平成13年度においては、協議会の検討テーマとして、「契約適正化」を取り上げ、その推進方策について検討してまいりましたが、今般、『総合工事業者と専門工事業者との間における工事見積条件の明確化について－「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の作成－』について、別添のとおり取りまとめ、申合せを行つたところでございます。

今後協議会では、本申合せに基づき、銳意、建設生産システム合理化の推進に努めてまいる所存でございます。

つきましては、貴団体におかれましても、これらの申合せの趣旨にご理解を頂き、申合せの周知等につき特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具